

# 長野県ボウリング連盟 出張旅費規定

## (目 的)

第1条 長野県ボウリング連盟役員の出張に要する経費のうち、役員に支給する旅費及び日当について、この規定で定める。

## (役 員)

第2条 この内規の役員は、長野県ボウリング連盟定款第6章役員等の各規定により選出された者とする。

2 長野県並びに(公財)長野県スポーツ協会が組織する委員会の委員、長野県ボウリング連盟専門委員会の委員は、長野県ボウリング連盟役員に準ずる者として対象とする。

## (旅 費)

第3条 役員の旅費は、次の各号によるものとする。

### (1) 交通費1 鉄道及び航空機・船舶使用

ア 役員自宅の最寄り駅から会場最寄り駅までの往復の鉄道料金とする。

イ 新幹線・有料特急の乗車区間が片道50kmを超える場合は、特急料金も対象とする。

ウ 特急料金が対象となる場合で指定席を使用した場合は、指定料金も対象とする。

エ 航空機・船舶を使用する場合は、その都度常務理事会の承認を経るものとする。

### (2) 交通費2 自家用車使用

ア 自宅から会場地までの行程(1km未満切り捨て)に30円/kmで積算した額とする。

イ 高速道路を利用する場合は、高速道路利用料も対象とする。

ウ 有料駐車施設を利用する場合は、駐車施設利用料も対象とする。

エ 乗り合わせ(同乗)の場合の対象者は、運転者(自家用車所有者)とする。

### (3) 宿泊費

ア 1人1泊15,000円(1泊2食・税込み)を上限とし、実費とする。

この場合、宿泊者名の記載のある領収書を提出すること。

イ 夕食について、宿泊施設とは別での食事又は食料品(弁当など)を購入した場合は、1食2,000円を上限とし、実費とする。

ウ 出張先・内容が遠隔地等で前泊若しくは後泊が必要な場合は、その都度常務理事会の承認を経るものとする。

### (4) その他、会長が特に必要と認めた経費とする。

## (日 当)

第4条 1日の日当は5,000円とし、出張の日数分を乗じて得た金額を支給し、午前若しくは午後の半日の場合は3,000円とする。なお、午前(出発)、午後(帰宅)を跨ぐ場合は、1日の日当を支給する。

## (手 続 き)

第5条 旅費及び日当の支給は、原則として出張後とし、旅費請求書(様式第1号)に証拠書類を添付し、別に定める会計処理規定により手続きするものとする。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て決定する。

規定改正経過 昭和60年 4月 1日 制定  
平成 5年 6月13日 改正 (平成5年度第4回理事会)  
平成13年 4月 1日 改正  
平成31年 2月 3日に改正、2019年4月1日から施行する。  
令和5年 (2023年) 4月9日改正、同日施行